

利用料金と指定管理料の設定方法

1 方針

総事業費に係る費用については、基本的に介護給付費等で賄うことを原則とします。ただし、鹿沼市やまびこ荘は公立施設であることにより介護給付費が減算となる分及び虐待発生時等に使用するため通常は空床とする居室（男女各1名分）については指定管理料で補います。

2 介護給付費等の算定の考え方について

障害支援区分：利用者の障害支援区分に応じた介護給付費を基に算定します。

稼働率：利用者数及び利用者の入院や一時帰宅日数などにより変動します。

指定管理料の提案をするにあたり、介護給付費の公立減算分、虐待発生時等に使用する居室（男女1名分）の費用（生活介護を含む）を基にして計算してください。